

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 取締役の利益相反取引

1. 利益相反取引の対象

会社の取締役が自己又は第三者の代表者・代理人となって会社と取引等をする場合、会社法に定める利益相反取引に該当することがあります。

	利益相反取引に該当するものの例	利益相反取引に該当しないものの例
取引内容	会社に損害を与える可能性のある取引 ・取締役と会社間の売買契約（注1） ・会社から取締役への贈与・貸付 ・取締役から会社への金銭の利付貸付 ・会社の取締役への債務保証など	会社に損害を与える可能性のない取引 ・取締役から会社への金銭の無利息無担保貸付 ・取締役の会社に対する債務の履行 ・会社と取締役の債権・債務の相殺など
法人間の取引 （A社の立場）	<div style="text-align: center;"> <p>取引</p> <p>←————→</p> <p>A社 B社</p> <hr/> <p>代表取締役 X氏 代表取締役 X氏</p> <p>取締役 X氏 代表取締役 X氏</p> <p>取締役 X氏 X氏が100%株式保有</p> <p>はB社側でも利益相反取引となります。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>取引</p> <p>←————→</p> <p>A社 B社</p> <hr/> <p>代表取締役 X氏 取締役 X氏</p> <p>取締役 X氏 取締役 X氏</p> </div>

（注1）普通取引約款に従い取引する場合や、一般の顧客と同じく自社店舗で商品を購入するような定型的な取引は除かれます。

（注2）取締役が唯一の株主である会社とその取締役個人との取引や、100%親子会社間取引は、両者間に利害の対立がないため、利益相反取引には該当しないと解釈されています。

2. 利益相反取引に該当する場合の必要手続き

- 利益相反取引に該当する場合には、その取引を行う前に重要な事実を開示したうえで取締役会決議による承認が必要となります。
- 利益相反取引をした取締役は、取引後、その取引の事実を取締役会に報告しなければなりません。
- 利益相反取引を行うことについて、株主全員の同意があれば承認は必要ありません。

取締役会非設置会社については、株主総会の普通決議による承認が必要となります。

3. 承認がない場合

- 利益相反取引を承認しなかった事実は、会社（株主）から取締役としての責任を追及される可能性があり、取締役解任の正当な事由となり得ます。
- 利益相反取引により会社に損害が生じた場合は、取締役は会社に対し損害賠償責任を負います。
- 事前に承認を受けていないことが判明した場合には、その時点で取締役会（株主総会）の承認を受けることが必要です。

お見逃しなく！

利益相反取引が行われた場合でも、税務では取締役会（株主総会）の承認の有無という会社法の手続きとは関係なく、現に発生している経済的事象に即して取引を判断します。